

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、大和都市計画公園（大洲池公園）に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会を次のとおり開催します。

令和四年六月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 公聴会開催の日時及び場所

日時	場所
令和四年六月十七日（金） 午後二時から	西部公民館 第一・第二会議室（奈良市 学園南三丁目一―五）

二 作成しようとする都市計画の変更案の概要

変更案を作成しようとする都市計画の種類及び名称並びに都市計画を変更しようとする土地の区域

種類及び名称	都市計画を変更しようとする土地の区域
大和都市計画公園五・五・一号 大 洲池公園	奈良市中山町西一丁目、登美ヶ丘二丁目 及び大洲町の各一部

三 変更案に関する図書の閲覧

二に関する関係図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局公園緑地課及び奈良市都市計画課において、令和四年五月二十日（金）から同年六月十日（金）まで一般の閲覧に供します。

四 公述申出書の提出の方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者（奈良市の住民その他の利害関係者に限ります。）は、公述申出書に変更案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を併記した文書一通（別記様式参照）を知事宛てとし、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局公園緑地課（奈良市登

大路西三〇番地）に令和四年六月十日（金）までに必着するよう提出してください。

五 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を通知した者とします。

六 変更案に関する問合せ

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局公園緑地課（電話〇七四二―二七―八〇六九）に問い合わせてください。

七 公聴会に関する問合せ

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局公園緑地課（電話〇七四二―二七―八〇六九）に問い合わせてください。

なお、公述申出書の提出がない場合は、公聴会を中止します。

(別記様式)

公 述 申 出 書

年 月 日

奈良県知事 荒 井 正 吾 様

住 所
氏 名
職 業
年 齢
電話番号

令和4年6月3日付けの奈良県公報で公告された大和都市計画公園に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会に出席し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

記

1 公述する都市計画公園の名称

(公園名：大和都市計画公園 5・5・1号 大渕池公園)

2 意見の要旨及びその理由

別紙のとおり

(注) 別紙については、原則として800字程度とし、内容を明確に記載してください。